

藤岡市公衆無線LANサービス利用規約

(目的)

第1条 藤岡市（以下「市」という。）は、来訪者に対する利便性の向上を図るために公衆無線LANサービス「FUJIOKA_city_Wi-Fi」（以下「本サービス」という。）の利用規約（以下「本規約」という。）を定め、本規約に基づき本サービスを提供します。本サービスを利用するためには、本規約に同意していただく必要があります。

(利用者資格)

第2条 市は、本規約に同意したお客様（以下「利用者」という。）に対して、本サービスを利用する資格を付与します。

(利用料)

第3条 利用料は無料とします。ただし、本サービスを利用するために必要な通信機器等の設備等の費用及び利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が負担するものとします。

(本サービスの内容)

第4条 本サービスにおいて以下の機能を利用することができます。

- (1) 市が契約した通信事業者が提供するインターネット接続機能の利用

(個人情報の利用目的及び取扱い)

第5条 市は、本サービスの利用に伴い利用者から入手した個人情報がある場合は、以下の目的にのみ利用します。

- (1) 本サービスの提供のため
- (2) 何らかの必要に応じて利用者と連絡を取るため

(禁止事項)

第6条 利用者は、本サービスを利用するに際して、以下に掲げる行為をしてはならないものとします。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為
- (2) 他人の信用もしくは名誉を侵害し、又は他人の権利等その他一切の権利を侵害する行為
- (3) 他の利用者に不快感を与える行為
- (4) 本サービスの提供又は他の利用者による本サービスの使用を妨害し、もしくはそれらに支障をきたす行為
- (5) その他、市が不適切と判断する行為

(免責)

第7条 市は、本サービスを利用するに際して、以下に掲げるものを保証するものではありません。

- (1) 本サービスに不具合、エラー、障害等の瑕疵がないこと、及び本サービスが中断なく稼動すること。
- (2) 特定の目的に対する適応性、知的財産権その他の権利の侵害等に対すること。
- 2 市は、本サービスにいかなる不備があってもそれを回復、訂正等する義務を負いません。
- 3 市は、利用者が本サービスを使用すること、又は、使用できなかったことによって損害、トラブル等が生じた場合であっても、いかなる責任も負いません。
- 4 市は、本サービスに表示される情報等及びその変更、更新等に関連して、利用者に生じた一切の損害、トラブルに関していかなる責任も負いません。
- 5 市は、本サービスにおいて利用者が投稿したコメント等によって生じた一切の損害に関していかなる責任も負いません。また、市は、利用者が投稿したコメント等の情報に違反があってもそれを削除等する義務を負いません。
- 6 市は、本サービスの仕様に関する質問には一切答えません。

(本サービスの中止)

第8条 市が必要と認める場合、市は通知を行うことなく、本サービスの機能の全部又は一部の使用を中止又は終了することがあります。なお、当該中止又は終了により利用者に損害が生じた場合であっても、市はいかなる責任も負いません。

(本規約の変更)

第9条 本規約の内容は、市が必要と判断した場合には、利用者の承諾を得ることなく、予告なく変更される場合があります。変更後に本サービスを使用された場合、利用者は当該変更について同意したものとみなします。

(損害賠償)

第10条 利用者が本規約に違反した結果、市が損害を被った場合、その損害を利用者は負担するものとします。

(法令等の遵守)

第11条 利用者は、本サービスの使用に当たって、本規約に加え関連する法律、政令、省令、条例、規則、命令等を遵守するものとします。

(準拠法)

第12条 本規約に関する準拠法は日本法とします。